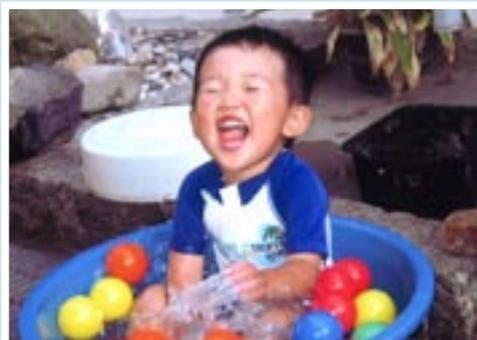


# えがおがいちばん!!



かねこ だいち  
金子 大智くん (11 か月)

「強く優しい子に育ってね。」(新生町第一)



はせがわ よしまさ  
長谷川 義将くん (2歳3か月)

「水遊びが大好きな義くんです。」(千崎西)

お子さん (小学校就学前まで) の写真を募集しています。詳しくは広報広聴課 (☎ 82-1133) まで。



## 市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課

FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

### 質問 「道路交通法一部改正について」

最近、自転車の新しい通行ルールなど、道路交通法が改正されたそうですが、その内容について教えてください。

(57歳 男性)



### お答えします

担当課 総務課防災交通係 (☎ 82-1122)

平成20年6月1日から、改正道路交通法が施行され、自転車が歩道を通行できる要件の明確化、子どもへのヘルメット着用努力義務の導入などが改正されました。

近年、自転車利用者の事故が急増しています。交通ルールとマナーを守り、安全な自転車の運転を心がけましょう。



### ◁今回改正された自転車の新しい通行ルール▷

- ① 自転車は「13歳以下の子どもや70歳以上の高齢者などが運転する場合」や「車道通行が危険な場合」に歩道も通行できます。(歩行者の通行を妨げるときは一時停止)
- ② 自転車は、歩行者用信号機のある横断歩道を通行できます。(歩行者の通行を妨げるときは一時停止)
- ③ 13歳未満の子どもに自転車を運転させるとき、保護者などが補助いす等で幼児を自転車に同乗させるときには、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

### ◁その他の主な改正点▷

- ① 運転者は助手席同乗者だけでなく、それ以外の座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません。  
(違反点1点、自動車専用道や高速自動車道で適用)
- ② 75歳以上の普通自動車運転者は、「高齢運転者標識・もみじマーク」の表示が義務化されました。
- ③ 聴覚障がい者の免許取得可能者の範囲が拡大し、「聴覚障害者標識」の表示が義務化されました。

交通ルールを守って安全運転を心がけましょう